

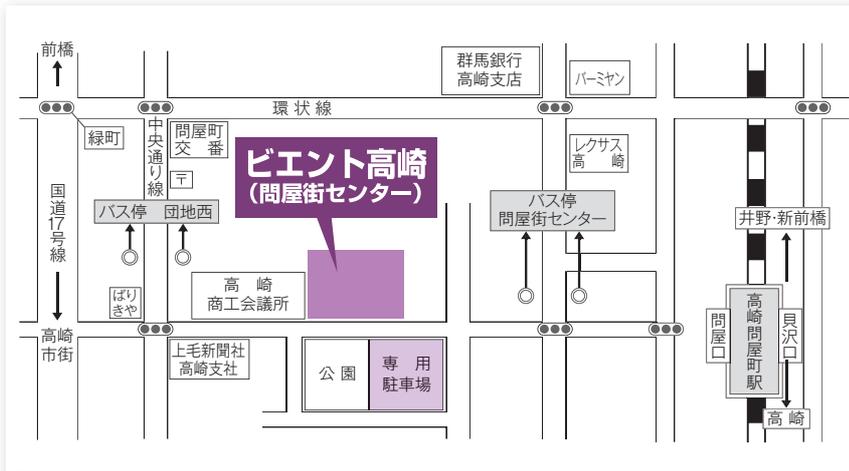
税理士会による無料申告相談のご案内

相談会場	相談日	受付時間	対象者
高崎税務署3階会議室 (高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎)	2月12日(水)まで *土・日曜日・祝日は除く	①午前の部 9:00~正午 ②午後の部 1:00~5:00	●小規模事業者 ●給与・年金所得者 ●土地・建物・株式等の 譲渡所得がある人
ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月13日(木)~ 3月17日(月) *土・日曜日は除く *2月23日と3月2日の 日曜日は開設します。	午前 9:00 } 午後 4:00	●新規に住宅借入金等 特別税額控除を申請 する人 ●還付申告をする人

※駐車場が狭いので、車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

高崎税務署が行う確定申告会場

ビエント高崎



開設期間

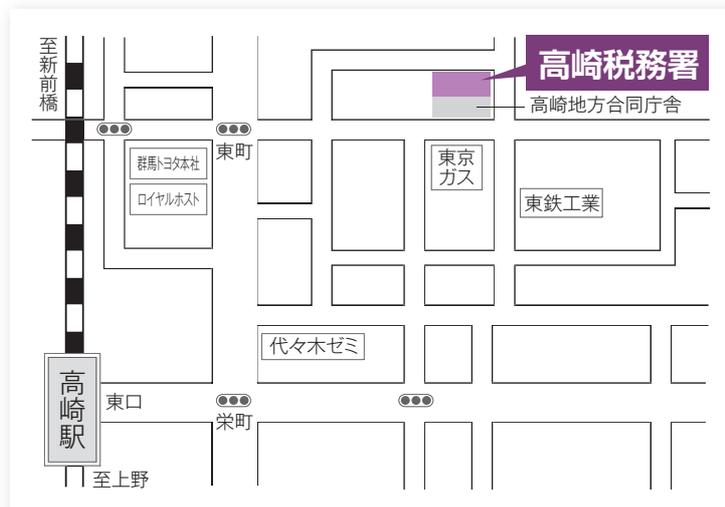
2月13日(木)~3月17日(月)
*土・日曜日は除く。
(ただし、2月23日、3月2日の
日曜日は開設されます。)

受付時間

午前9:00~午後4:00

●平成25年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告相談・申告書の受け付けを行います。

高崎税務署



ご注意ください!

申告期間中、高崎税務署には
相談会場がありません。
完成した確定申告書などの提出は受付けています。

▶ 問合せ先
高崎税務署
☎027-322-4711(代表)

個人の

県民税・市町村民税の均等割が変わります

～皆様のご理解とご協力をお願いします～

平成26年度課税から、「個人の県民税・市町村民税の税率の特例等」として、県民税・市町村民税の均等割額が上乘せになります。

個人の住民税(県民税・市町村民税) 均等割額

(円)

使い途	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
上乘せ前の均等割税額	1,000	3,000	4,000
① 東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源	500	500	1,000
② ぐんま緑の県民税	700	—	700
合計	2,200	3,500	5,700

1 東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源について

導入の目的

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」が公布され、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災施策に必要な財源を確保するためです。

期間

平成26年度から35年度(10年間)

内容

各年度の個人の県民税・市町村民税の均等割の税率にそれぞれ500円が上乘せになります。

2 ぐんま緑の県民税(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)について

導入の目的

県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、保全していくための施策に必要な財源を確保するためです。

期間

平成26年度から30年度(5年間)

内容

各年度の個人の県民税の均等割の税率に700円が上乘せになります。

ぐんま緑の県民税の使い途

使い途	事業内容例
水源地域等の森林整備	生産条件不利な森林(奥山など)の整備等
ボランティア活動・森林環境教育の推進	ボランティアセンターの整備、森林環境教育の指導者育成等
市町村提案型事業	平地林、里山・竹林などの整備、自然環境の保全、公有化等

問合せ先

●税の仕組みに関すること

群馬県総務部税務課
☎027-226-2196
✉zeimuka@pref.gunma.lg.jp

●税の使い途など・森林保全に関すること

群馬県環境森林部林政課
☎027-226-3211
✉rinseika@pref.gunma.lg.jp